

公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会定款

施行：2012年4月1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会（英文名称：Japan National Committee for UWCs）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育を通じて国際感覚豊かな人材を育成することを目的に活動しているユナイテッド・ワールド・カレッジの事業に協力し、わが国の高等学校等の生徒を世界各国のユナイテッド・ワールド・カレッジに派遣するために必要な援助を行うことを通じて国際的人材の養成に寄与し、もってわが国と諸外国との相互理解の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界各国のユナイテッド・ワールド・カレッジに派遣する日本の高等学校等に在籍する生徒の選考と奨学生に対する奨学金の給与、および指導、助言

- (2) 諸会合の開催等による、ユナイテッド・ワールド・カレッジ事業の日本への紹介
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

- 第5条 この法人は、この法人の事業に賛同して入会した個人、法人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった個人、法人又は団体をもって構成する。
- 2 前項に規定する会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

- 第6条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあつては、当該法人又は団体の代表者としてその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会 費)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費規則に基づき会費を納入しなければならない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することによ

り、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、第 14 条第 2 項の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が議長を務める。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、全会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、全会員の半数以上であって、全会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解 散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人による議決権の行使)

- 第18条 総会に出席できない会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、会員又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとにこの法人に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により議決権を行使する会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

- 第19条 総会に出席できない会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出することにより議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により書面をもって行使した議決権の数は、前条の規定の適用については出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
 - 4 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を越えてはならない。
 - 4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を

代表し、その業務を執行し、専務理事は、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了の時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の終了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および専務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長が務める。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が議長を務める。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったもの

とみなす。

(報告の省略)

第 33 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、この定款の第 23 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、

会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 選考委員会

- 第39条 この法人に選考委員会を置く。
- 2 選考委員は、学識経験者等より選任された選考委員5名以上15名以下で構成する。
 - 3 選考委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 第4条第1号の事業に係る選考
 - (2) 第4条第1号、第2号の事業を行うために必要な事項の検討
 - 4 選考委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 5 選考委員会の委員には、報酬等を支給することができる。
 - 6 選考委員会の任務、構成及び議事運営の細則は、理事会において別に定める。

第9章 事務局

- 第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長のほか、所要の職員を置く。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は藤田譲、業務執行理事は中村芳夫とする。
- 4 この法人の設立登記の日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。

〔理事〕	藤田 譲	中村 芳夫	兼高 かおる
	久保田 宏明	清水 実	ジェイソン・ジェイムズ
	菅原 明彦	日比谷 武	三浦 司之
	盛田 昌夫	頼 雅之	

〔監事〕	田中 均	出川 昌人
------	------	-------

以 上